

## 1 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp](mailto:seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp)ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第38号を発行させていただきます。

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。

今年は穏やかなお正月の三が日をお過ごしになられたのではないのでしょうか。

今月は、元日に大神神社、2日に嵐山の祇王寺に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、大神神社です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**1月末までに提出すべき書類について**、**最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**冷えについて**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 1月末までに提出すべき書類について

今月は各役所に提出すべき書類がいくつかございます。それらの書類をすべてご説明するのは紙面の関係でできませんので、代表的なものをご説明させていただきます。

## ○税務署に提出すべき書類

税務署に提出すべき書類としましては、**法定調書**があげられます。**今回提出する法定調書にはまだマイナンバーを記載する必要はございません。**

昨年に税務署から郵送されてきております『平成27年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』をご覧になっていただきますとどのような書類を提出すべきなのかを確認していただけます。

手引きをご覧いただきますと何種類もの書類の記載方法などが書かれておりますが、毎年提出することになる書類としましては、

『給与所得の源泉徴収票』、『報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書』、『不動産の使用料等の支払調書』、『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』があげられます。

まず『給与所得の源泉徴収票』ですが、これは昨年末に各事業所で年末調整をした方全員の源泉徴収票を税務署に提出するわけではなく、提出する範囲が決まっております。その範囲は次のようになっております。

受給者の区分	提出範囲
<年末調整をしたもの> 法人の役員及び現に役員をしていなくても平成27年中に役員であった方	平成27年中の給与等の支払金額が <b>150万円</b> を超えるもの

<年末調整をしたもの> 法人の役員以外の者（従業員）	平成 27 年中の給与等の支払金額が <b>500 万円</b> を超えるもの
<年末調整をしなかったもの> 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方	平成 27 年中の給与等の支払金額が <b>250 万円</b> を超えるもの ただし、法人の役員の場合には <b>50 万円</b> を超えるもの
<年末調整をしなかったもの> 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方	平成 27 年中の給与等の支払金額が <b>50 万円</b> を超えるもの

\*『平成 27 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 2 ページより一部抜粋

もっと詳しい提出範囲につきましては、手引の該当ページをご覧ください。

次に『報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、法人又は個人事業で税理士などの士業の方々や顧問契約などを行っている場合です。この支払調書にも提出する範囲が決まっております。その範囲は次のようになっています。

区分	提出範囲
税理士などの士業などへの報酬・料金等	同一人に対する平成 27 年中の支払金額の合計が <b>5 万円</b> を超えるもの

\*『平成 27 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 15 ページより一部抜粋

次に『不動産の使用料等の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、平成 27 年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限りません）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。）を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

不動産の使用料等の支払調書の提出範囲
同一の方に対する平成 27 年中の支払金額の合計が <b>15 万円</b>

を超えるもの

\*『平成 27 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 17 ページより一部抜粋

最後に『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』ですが、これはこれまでに説明いたしました「源泉徴収票」や「支払調書」を法人または個人事業が提出する際に提出枚数などを記載する合計表となっております。



（写真は、大神神社の大鳥居です）

### ○税務署以外に提出すべき書類

税務署以外に提出すべき書類としましては、『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』、『償却資産（固定資産税）申告書』があげられます。

まず『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』ですが、『平成 28 年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書』に詳しい説明がされております。今回提出する給与支払報告書にはまだマイナンバーを記載する必要はございません。

簡単にご説明させていただきますと、『給与支払報告書（個人別明細書）』（複写式）を作成し、上の 2 枚を従業員の方の住所地を管轄している役所ごとにまとめ、その役所ごとに『給与支払報告書（総括表）』に必要事項を記載して、この用紙に『給与支払報告書（個人別明細書）』と一緒に綴じて提出していただくことになります。

次に『償却資産（固定資産税）申告書』ですが、『償却資産（固定資産税）申告書の申告の手引』に詳しい説

明がされております。こちらは紙面の関係で説明を省略させていただきますが、**償却資産申告書には、マイナバーを記載する必要があります**ので、お気を付けください。



(写真は、大神神社から少し離れた場所にある杵原神社です)

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。今回は消費税の軽減税率を中心に取り上げております。

#### 軽減税率関連

日経新聞に「食品は外食除き8% 軽減税率、17年4月から」「軽減税率 消費が変わる」「800万事業者 経理3区分 大企業は税額票/零細は免除 中小は「みなし」も」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

(対象品目については)

- ・消費税率が10%になった後も、**酒類と外食を除く食品全般を8%に据え置く**。生鮮食品や加工食品、出前や持ち帰りの商品などが対象になる。
- ・軽減対象から除く外食の定義を「机やいすなど飲食設備のある場所で行う食事の提供」と定義したため、商業施設のフードコートで食事する場合の税率は10%だ。
- ・定食屋やマクドナルドの店内で飲食すると「外食」になり消費税率は10%。**出前やテイクアウトなら外食にあらず8%となる**。
- ・ショッピングセンターのフードコートや、椅子やテ-

ブルがあるラーメンの屋台は10%になる。一方、椅子やテーブルがなり夏祭りの屋台でたこ焼きを買い付近で立って食べれば8%になりそう。

- ・おもちゃとお菓子がセットの商品について与党は、主たる部分を飲食料品で構成して価格が1万円以下なら軽減税率の対象とする方針。

- ・定期購読契約を結んでいる日刊紙と、週2回以上発行する新聞を軽減税率の対象にする方針を示す。駅売りや電子新聞は除外する。

- ・書籍・雑誌への適用は、有害図書を排除する仕組みなどを勘案して検討するとしている。

などと書かれておりました。

**\*軽減税率の8%になる・ならないの線引きが分かりづらいので、しばらく消費の現場は混乱しそうに思われます。**



(写真は、嵐山の渡月橋です)

(家計への影響については)

- ・第一生命経済研究所の試算によると、**年収200万円未満の世帯では年9,000円、平均年収に位置する550万円世帯では1万3,000円、1500万円以上の世帯では1万9,000円の負担減**になりそうだ。
- ・年齢別の負担減額を試算すると、**29歳以下は7,000円、30~39歳は1万円、40~49歳と70歳以上は1万3,000円の負担軽減**となった。

などと書かれておりました。

(事業者の経理方式については)

- ・軽減税率導入の混乱を避けるため17年4月時点は3つの経理方式が用意される。

・売上高 1,000 万円超 5,000 万円未満の企業は、**現行の請求書を使った簡易方式**か、**納税額を厳密に計算しなくて済む「みなし課税」**を選ぶ。

・売上高 5,000 万円超の企業は、**現行の請求書を使った簡易方式**。18 年 3 月末までは**「みなし課税」**を選ぶことが可能。

・売上高 1,000 万円以下の企業は、**免税**。

などと書かれておりました。

\*経理方式の詳細につきましては、次号以降でまた取り上げさせていただきます。

#### 4 冷えについて

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、2 年ほど前に取り上げたテーマではありますが、これから寒くなる時期ですので、再度「冷え」について取り上げることにします。

#### 身に着ける衣類も冷えの原因になる

以前は、主に飲食物によって冷えが起こることを取り上げましたが、今回は、それ以外の原因によっても冷えが起こることについて取り上げていきます。

以前に書かせていただいたことがある「イネイト療法」にて定期的に施術を受けたりしてから私自身普段身に着ける衣類の好みが変わってきています。

まずは下着や靴下、靴は、出来るだけ締め付けのきつくない物を選びましょう。締め付けのきつい下着などを身に着けるとつま先が冷たくなってくるのが分かります。締め付けることによって血液の流れが悪くなって冷えが起こりやすくなります。

次に下着や靴下は、化学繊維の物は避け、素材は綿や麻、絹などの天然素材の物を選びましょう。直接肌に触れるところに化学繊維の物を着用すると肌にかゆみやアレルギー症状が表れ、身体にストレスを与える原因になります。

あとは夜寝る際に電気毛布などをつけたままにすることは止めましょう。電気毛布をつけたまま寝ますと寝てる間ずっと電磁波を浴びていることになり身体がス

トレスを感じ、十分な休息を取れず自然治癒力は低下してしまいます。どうしても寝る時に布団が冷たくて嫌だという場合でしたら寝る前に電気毛布の電源を入れておいて、布団に入る際に電源を消すことをお勧めします。または湯たんぽをご利用してみてもはいかがでしょうか。

紙面の関係で少ししかご紹介できませんでした。またこのテーマについてあらためてご紹介させていただくことにします。

#### 【参考文献】

- ・「37℃のふしぎ ～体温を守ろう！低体温が病気を招く～」 監修 医学博士 真弓定夫氏 美健ガイド社
- ・「0 波動の癒し [入門編]」 著者 木村仁氏 祥伝社

#### 5 編集後記

例年の年末年始は実家のある和歌山県田辺市に帰省していたのですが、今回は大阪で過ごしておりました。それで休みの間にいつもと違うものを食べようと思い、年末に猪名川町まで猪肉を買いに行ってきました。そのお店で撮影した写真を掲載します。



猪を狩猟できる期間が決められているので、生肉を買えるのは大体 12 月から 3 月のようです。

購入した猪肉は、ボタン鍋にして美味しくいただきました。飲食店に食べに行くよりも購入して自分たちで調理する方がたくさんの猪肉を食べられるので、とても満足しました。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。